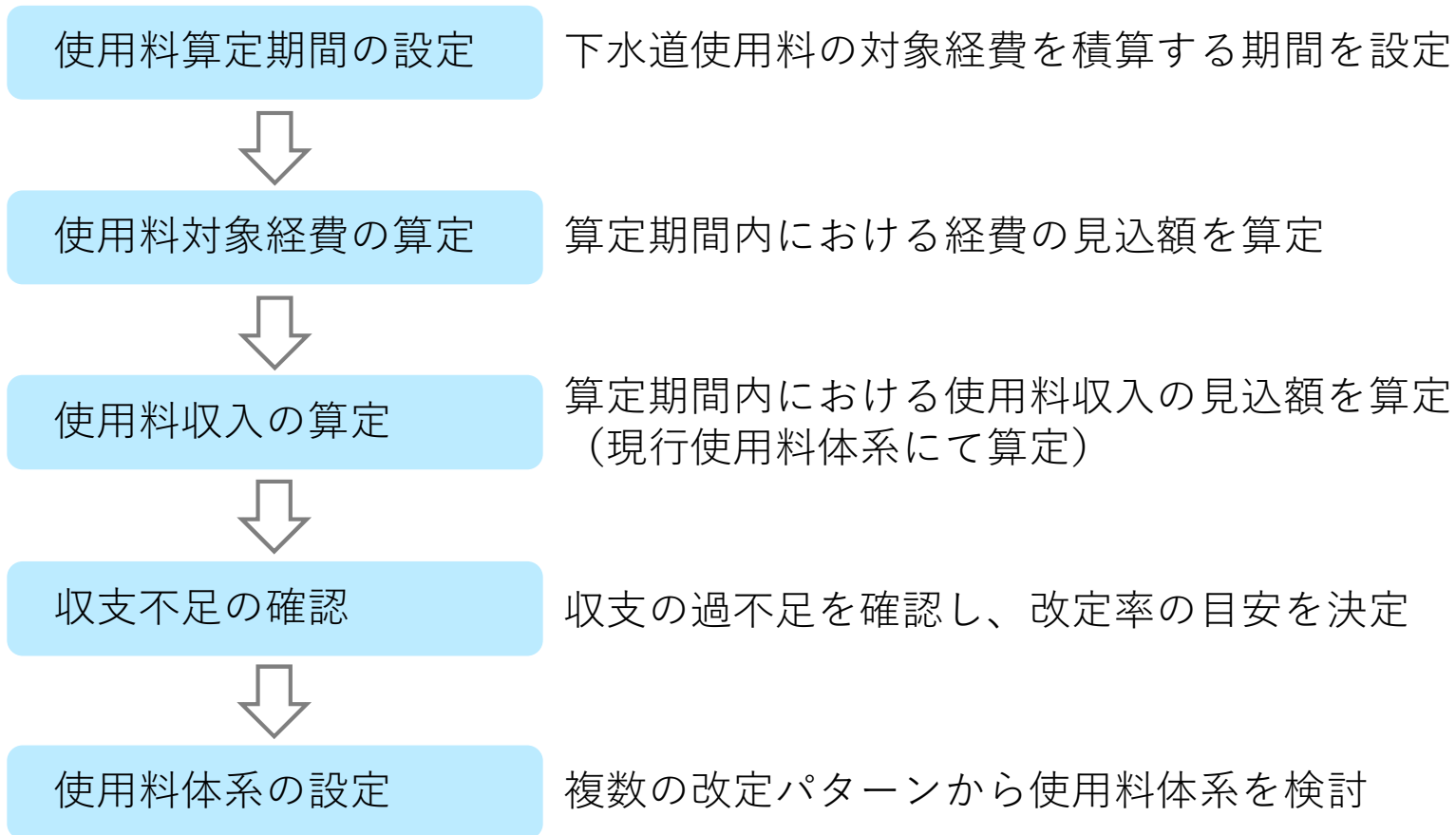


令和6年度第2回 東松山市下水道事業審議会資料

令和6年11月19日

下水道使用料の算定

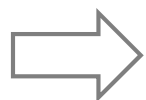
下水道使用料算定の流れは以下のとおりです



使用料算定期間の設定

使用料算定期間とは、下水道使用料の対象経費を積算する期間です

- ・ 公共料金のため、安定的な収入の保持が必要
- ・ 長期の期間設定では、有収水量や物価の変動の的確な反映が難しくなる
- ・ 3～5年の期間設定が一般的だが、各自治体の実情等に応じた期間設定も可能
- ・ 27年ぶりの使用料改定であり、頻繁な改定とならない期間の設定が必要



算定期間を10年と設定

下水道使用料の算定対象経費

使用料対象経費

汚水を処理するために使用者に負担していただく費用
雨水処理に要する経費等の一般会計が負担する経費を除きます

維持管理費

下水道施設を維持管理していくための費用
処理場等の維持管理・運転や下水道管の保守点検等に係る委託料、
修繕費、動力費、薬品費、使用料徴収経費、人件費等

資本費

下水道施設を整備・更新するために必要な費用
施設の減価償却費、企業債の償還利子

資産維持費

工事費上昇や耐震化等により今後の施設更新費用増加が見込まれる中、
施設を適切に維持し、持続可能な事業経営をするために必要な費用

※本資料における金額はすべて税抜額で表示します

経費算定の考え方について

10年間の経費算定の考え方については以下のとおりです

維持管理費

委託料…処理場等の維持管理・運転や下水道管の保守点検等の経常的費用に加え、耐震診断等の臨時的費用を見込み、物価上昇率を反映《増加》

修繕費…処理場等各設備の定期メンテナンスに加え、設備の老朽化による補修費の増加を見込み、物価上昇率を反映《増加》

動力費…処理場やポンプ場の運転に係る電気料は、電気料高騰及び物価上昇の状況から増加していくと見込む《増加》

その他…薬品費や使用料徴収経費等について物価上昇率を反映《増加》

資本費

減価償却費…下水道管渠の整備や老朽化した設備の更新等により増加を見込む《増加》

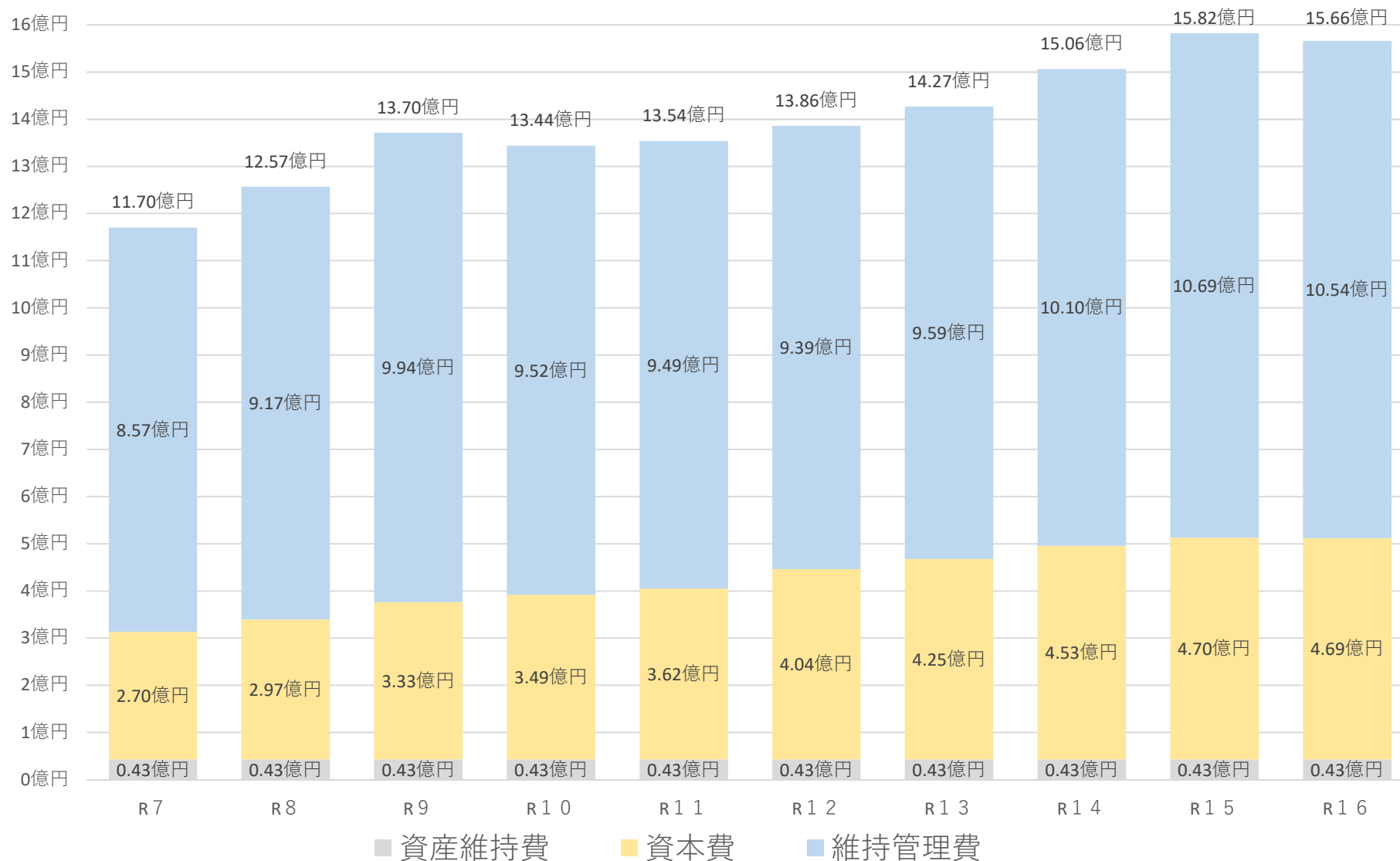
企業債利子…借入利率の上昇、整備や更新による借入額増加を見込む《増加》

資産維持費

資産維持費…施設更新費用の増加分について、使用者負担の期間的公平性を確保するため、期間内において一定額を計上

使用料対象経費の見通し

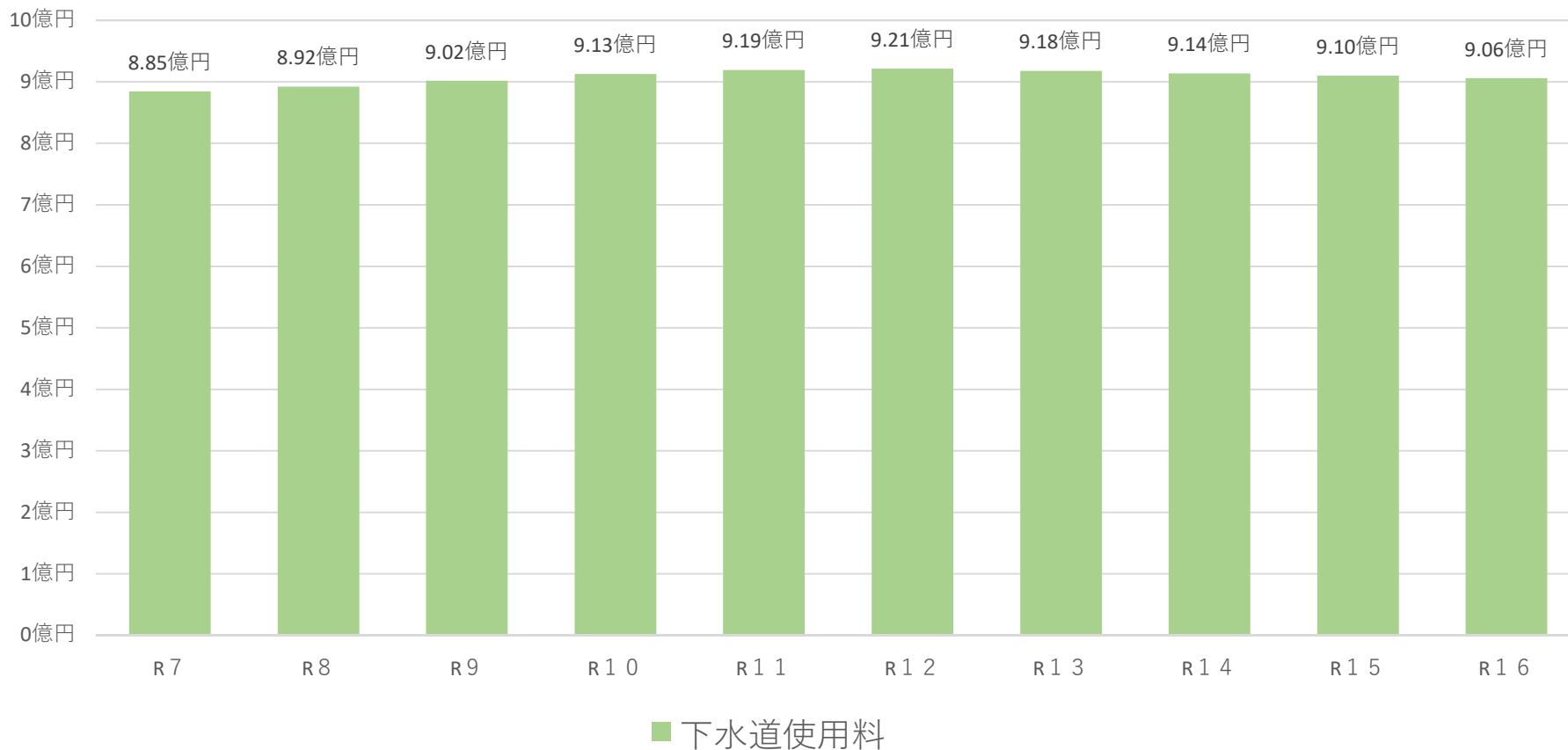
使用料対象経費は令和7年度から令和16年度までの10年間で計139億6千万円となる見込みです



収入の見通し

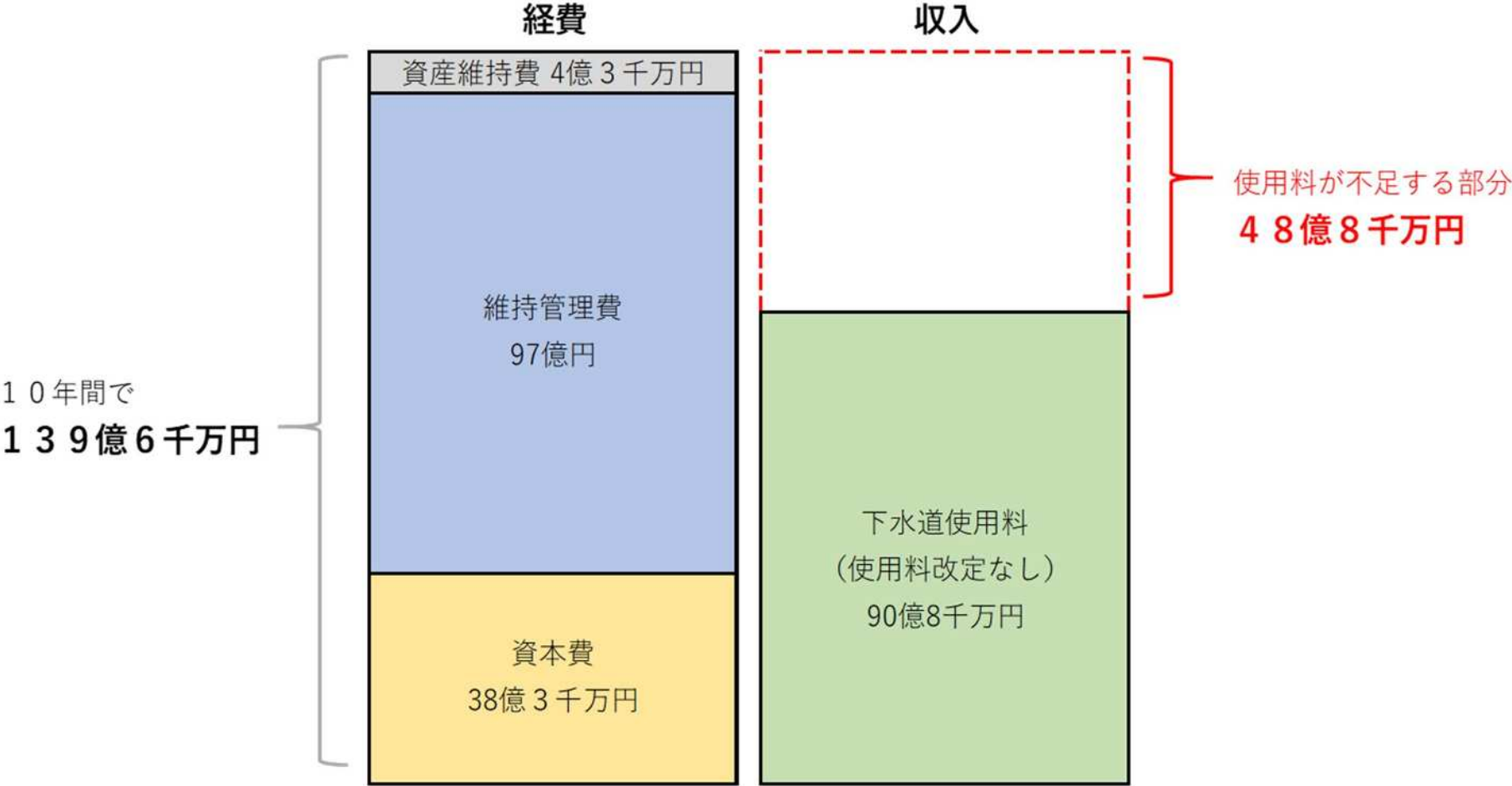
下水道使用料は令和7年度から令和16年度までの10年間で計90億8千万円となる見込みです。

令和12年度までは下水道管渠の整備に伴い増加し、令和13年度以降は人口減少に比例してゆるやかに減少していく見込みです。

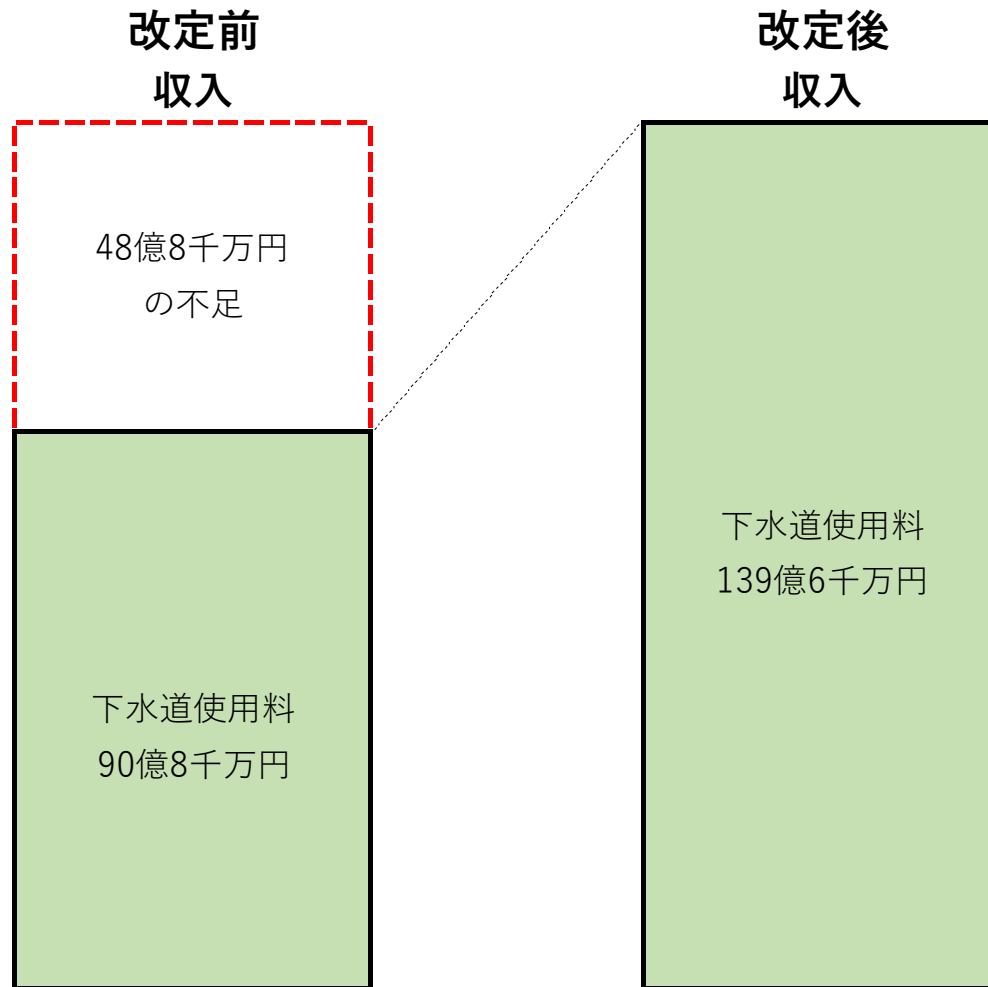


収支の見通し

10年間の収支予測（R7～R16総額）



使用料の改定率

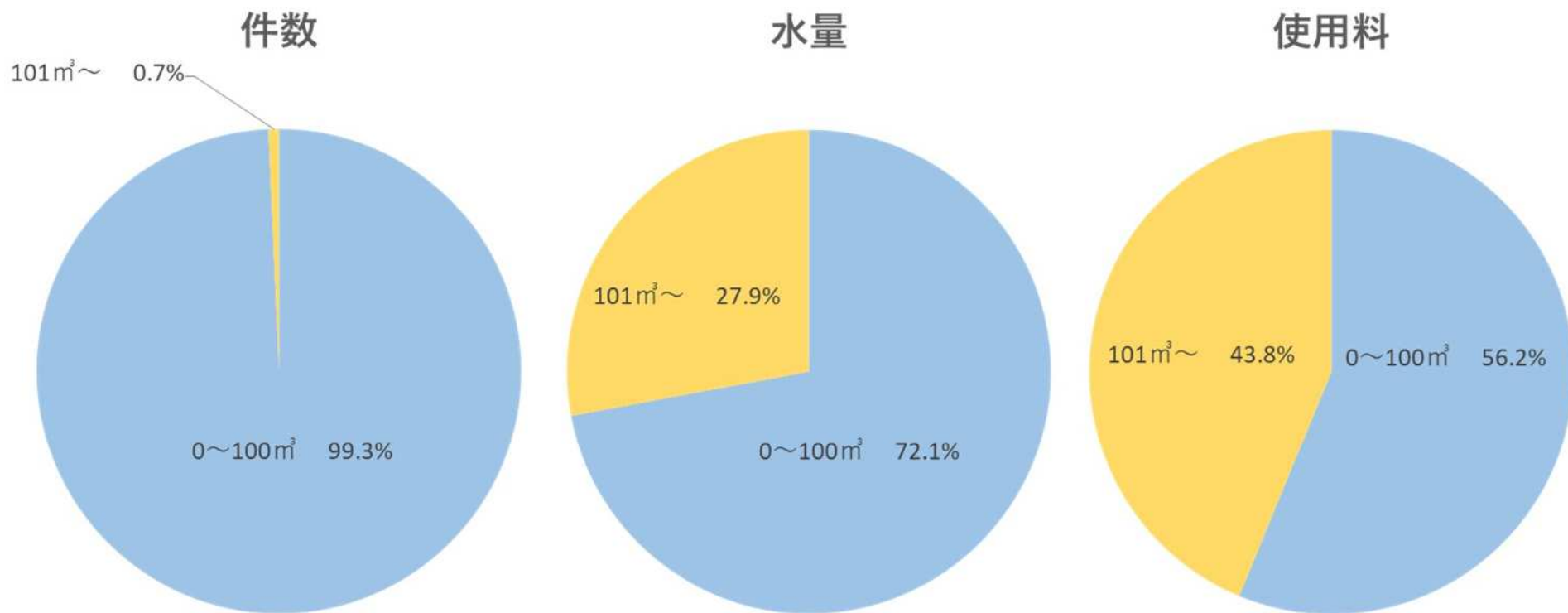


○使用料の不足48億8千万円を解消するには
下水道使用料を139億6千万円 (+ 48億8千万円)
確保する必要があります

$$\begin{aligned} & (\text{改定後}) 139\text{億}6\text{千万円} \div (\text{改定前}) 90\text{億}8\text{千万円} \\ & = 1.537\cdots \Rightarrow \text{約}54\% \text{ の改定率} \end{aligned}$$

使用料の状況

令和5年度 水量区分による延件数・水量・使用料の割合（井戸、乙料金、公立学校プール除く）



- ・ 100m³/月までの利用件数は全体の99.3%となっています
- ・ 101m³/月以上の利用件数は0.7%ですが、使用料負担額の43.8%を占めています
- ・ 1ヵ月あたりの平均使用水量目安 1人8m³、2人15m³、3人20m³

使用料体系の設定にあたって

基本料金の改定

使用水量に関わらず、すべての利用者に均等に負担いただくことが特徴です。

下水道事業は処理場や下水道管等の大規模設備が必要不可欠であり、下水道サービスを継続していくためには、多額の固定費がかかります。使用料収入に占める基本料金の割合が高いほど、安定的な使用料収入を確保することができます。

超過料金（従量）の改定

使用水量が多くなるほど、より多く負担いただくことが特徴です。

特に事業者等の大口利用者の負担が高くなると、大口利用者の撤退や節水化の取組等による増収効果への影響が懸念されます。安定的な使用料収入の確保という点では、基本料金の改定に劣ります。

当市の使用料改定について

利用割合の低い大口利用者（月101m³以上）が、使用料収入全体のうち43.8%の使用料を負担いただいている状況です。大口利用者の撤退等があった場合、使用料収入が大きく減少するリスクがあります。

今後、継続的に施設を維持管理していくためには、安定的な使用料収入を確保することが重要です。

参考：使用料単価（従量料金のお他市状況）

1ヵ月あたり、円（税抜）

東松山市

水量区分	単価
10m ³ 使用時の料金	850円
11～20m ³	100円
21～30m ³	120円
31～100m ³	140円
101～200m ³	170円
201～1,000m ³	200円
1,001～5,000m ³	240円
5,001m ³ ～	275円

熊谷市

水量区分	単価
10m ³ 使用時の料金	1,050円
11～30m ³	130円
31～50m ³	150円
51～100m ³	170円
101～200m ³	190円
201～500m ³	200円
501～1,000m ³	230円
1,001m ³ ～	240円

深谷市

水量区分	単価
10m ³ 使用時の料金	2,000円
11～20m ³	120円
21～50m ³	180円
51m ³ ～	200円

戸田市

水量区分	単価
10m ³ 使用時の料金	710円
11～20m ³	22円
21～50m ³	76円
51～100m ³	96円
101～200m ³	106円
201～500m ³	132円
501～1,000m ³	150円
1,001～5,000m ³	185円
5,001m ³ ～	212円

※熊谷市：近隣市町村より

深谷市：1ヵ月20m³あたりの使用料が県内で最も高い（R4年度末）

戸田市：1ヵ月20m³あたりの使用料が県内で最も安い（R4年度末）

改定パターンの比較

円：税抜

使用料体系

改定率を各単価へ反映

水量区分	現行	基本料金1.5倍、従量分1.5倍		
	単価	単価	増額	増率
0~10m ³ (基本料金)	850円	1,280円	+430円	51%
11~20m ³	100円	150円	+50円	50%
21~30m ³	120円	180円	+60円	50%
31~100m ³	140円	210円	+70円	50%
101~200m ³	170円	260円	+90円	53%
201~1,000m ³	200円	300円	+100円	50%
1,001~5,000m ³	240円	360円	+120円	50%
5,001m ³ ~	275円	420円	+145円	53%
改定率 51%				



パターン①

パターン②

パターン③

基本料金1.3倍、従量分1.7倍			基本料金2.0倍、従量分1.3倍			日本下水道協会の算定方法		
単価	増額	増率	単価	増額	増率	単価	増額	増率
1,110円	+260円	31%	1,700円	+850円	100%	1,480円	+630円	74%
170円	+70円	70%	130円	+30円	30%	160円	+60円	60%
200円	+80円	67%	160円	+40円	33%	180円	+60円	50%
240円	+100円	71%	180円	+40円	29%	220円	+80円	57%
290円	+120円	71%	220円	+50円	29%	250円	+80円	47%
340円	+140円	70%	260円	+60円	30%	290円	+90円	45%
410円	+170円	71%	310円	+70円	29%	320円	+80円	33%
470円	+195円	71%	360円	+85円	31%	370円	+95円	35%
改定率 58%			改定率 52%			改定率 55%		

1ヵ月あたりの使用料

改定率を各単価へ反映

使用水量	使用料	使用料	増額	増率
10m ³	850円	1,280円	+430円	51%
15m ³	1,350円	2,030円	+680円	50%
20m ³	1,850円	2,780円	+930円	50%
25m ³	2,450円	3,680円	+1,230円	50%
30m ³	3,050円	4,580円	+1,530円	50%
100m ³	12,850円	19,280円	+6,430円	50%
200m ³	29,850円	45,280円	+15,430円	52%
1,000m ³	189,850円	285,280円	+95,430円	50%
5,000m ³	1,149,850円	1,725,280円	+575,430円	50%
10,000m ³	2,524,850円	3,825,280円	+1,300,430円	52%



パターン①

パターン②

パターン③

使用料	増額	増率	使用料	増額	増率	使用料	増額	増率
1,110円	+260円	31%	1,700円	+850円	100%	1,480円	+630円	74%
1,960円	+610円	45%	2,350円	+1,000円	74%	2,280円	+930円	69%
2,810円	+960円	52%	3,000円	+1,150円	62%	3,080円	+1,230円	66%
3,810円	+1,360円	56%	3,800円	+1,350円	55%	3,980円	+1,530円	62%
4,810円	+1,760円	58%	4,600円	+1,550円	51%	4,880円	+1,830円	60%
21,610円	+8,760円	68%	17,200円	+4,350円	34%	20,280円	+7,430円	58%
50,610円	+20,760円	70%	39,200円	+9,350円	31%	45,280円	+15,430円	52%
322,610円	+132,760円	70%	247,200円	+57,350円	30%	277,280円	+87,430円	46%
1,962,610円	+812,760円	71%	1,487,200円	+337,350円	29%	1,557,280円	+407,430円	35%
4,312,610円	+1,787,760円	71%	3,287,200円	+762,350円	30%	3,407,280円	+882,430円	35%

改定パターンの比較（抜粋）

円：税抜

1ヵ月あたりの使用料

改定率を各単価へ反映

使用水量	現行	基本料金1.5倍、従量分1.5倍		
	使用料	使用料	増額	増率
一般家庭（1人） 使用水量目安 ※8m ³	850円	1,280円	+430円	51%
一般家庭（3人） 使用水量目安 ※20m ³	1,850円	2,780円	+930円	50%
事業者のうち大口 利用者の使用水量例 ※1,000m ³	189,850円	285,280円	+95,430円	50%



パターン①

パターン②

パターン③

基本料金1.3倍、従量分1.7倍			基本料金2.0倍、従量分1.3倍			日本下水道協会の算定方法		
使用料	増額	増率	使用料	増額	増率	使用料	増額	増率
1,110円	+260円	31%	1,700円	+850円	100%	1,480円	+630円	74%
2,810円	+960円	52%	3,000円	+1,150円	62%	3,080円	+1,230円	66%
322,610円	+132,760円	70%	247,200円	+57,350円	30%	277,280円	+87,430円	46%

改定パターン毎の影響

改定率を各単価
へ反映

項目	現行使用料体系	基本料金1.5倍 従量分1.5倍
安定的な使用料収入 (使用料総額に対する基本料金の占める割合)	31%	31%
安定的な使用料収入 (使用料総額に対する101㎡以上使用者の使用料割合)	44%	44%
一般家庭利用者への影響 (月20㎡の使用料、増加額)	1,850円 -	2,780円 (+930円)
改定パターン毎の特徴	-	-



パターン①		パターン②		パターン③		備考
基本料金1.3倍 従量分1.7倍		基本料金2.0倍 従量分1.3倍		日本下水道協会 の算定方法		
△	26%	○	41%	○	35%	・基本料金の割合が高いほど、使用水量に影響されにくい ・安定的な使用料収入を確保することができる
△	47%	○	38%	○	39%	・改定後の割合が高いと、事業者の撤退や節水化の取組により、増収効果への影響が懸念される
○	2,810円 (+960円)	△	3,000円 (+1,150円)	△	3,080円 (+1,230円)	・改定による一般家庭利用者への影響は避けられず、利用者の負担は増える ・一般家庭利用者の使用水量は安定しているため、安定的な使用料収入が見込める
<ul style="list-style-type: none"> 基本料金帯の利用者負担を抑えられる 大口利用者の負担割合が高くなる 安定的な使用料収入が見込めない 		<ul style="list-style-type: none"> 基本料金帯の利用者負担が2倍となる 基本料金の占める割合が最も高い 安定的な使用料収入が見込める 		<ul style="list-style-type: none"> 算定基準に従い、基本料金と従量料金を算定したもの 安定的な使用料収入が見込める 		